

発掘調査安全衛生管理マニュアル

平成 26 年 11 月 1 日適用

改正：平成 31 年 4 月 1 日

目 次

- I はじめに
- II 安全衛生管理体制
- III 安全衛生教育
- IV 発掘調査現場での安全管理
- V 発掘調査現場事務所の設置・管理等
- VI 緊急時の対処・連絡体制
- VII 点検
- VIII 出土遺物整理作業（室内）における安全管理
- IX 事故発生時の対応等

（添付資料）

- ・関連法令等
 - ・宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程
 - ・労働安全衛生法・同施行令・規則（抜粋）

I はじめに

当マニュアルは、当課が実施する埋蔵文化財発掘調査（以下、発掘調査）及び発掘調査に伴う遺物整理作業（以下、遺物整理作業）を「労働安全衛生法」に基づき安全に遂行するための留意事項等を記載したものである。発掘調査及び遺物整理作業時の発掘調査員は、当マニュアルを基に発掘調査現場等における安全衛生管理を徹底していく必要がある。

なお、当マニュアルは、基本的に文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』の 62～69 頁に記載されている「発掘作業の運営と安全管理」に準拠しているので、併せて参照していただきたい。

II 安全衛生管理体制

職員の安全及び衛生管理については「宮城県教育委員会職員安全衛生管理規定」（平成 2 年 10 月 5 日 宮城県教育委員会訓令甲第 4 号）による。このうち職員安全衛生管理者、安全衛生管理者等は以下のとおり定められている。

【職員安全衛生管理者】

宮城県教育委員会では、安全衛生管理体制を統括するものとして職員安全衛生管理者を置き、宮城県教育委員会教育長をもって充てる（宮城県教育委員会職員

安全衛生管理規程第 5 条）

【職員安全衛生管理責任者】

職員安全衛生管理者の職務を補助させるため職員安全衛生管理責任者を置き、福利課長をもって充てる（同規程第 7 条）

【安全衛生管理者】

本庁及び地方機関等に安全衛生管理者を置き、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる（同規程第 8 条）

- （1）本庁 福利課長
- （2）地方機関等 所属長

【発掘調査安全衛生管理者】

文化財課（以下、当課とする。）が実施する発掘調査事業に発掘調査安全衛生管理者を置き、当課長をもって充てる。発掘調査安全衛生管理者は発掘調査員に対しての安全基準の遵守について、指示を与えること

【発掘調査安全衛生推進者】

当課が実施する発掘調査事業に発掘調査安全衛生推進者を置き、当課埋蔵文化財第一・第二班長をもって充てる。発掘調査安全衛生推進者は発掘調査員に対しての安全基準の遵守について、監督し、これを指導すること

【作業主任者】

発掘現場及び整理作業現場に作業主任者を置き、発掘調査安全衛生管理者は技能講習（地山の掘削、土止めの支保工等）を終了した発掘調査員の中から選任する

III 安全衛生教育

1. 安全意識の喚起

- ① 発掘調査員は、発掘調査現場における作業員の危険防止のため、この基準に定める必要な措置を講じなければならない
- ② 作業主任者は、発掘作業の開始にあたり、発掘作業員等に対して、安全管理体制や作業内

容、手順、工程ごとの留意点等の説明、健康管理や服装、それぞれの現場の条件にもとづいた留意事項の説明等を行い、安全に対する意識の喚起を図ること

2. 発掘調査時の服装・靴等

- ① 服装はできるだけ動きやすく、丈夫なものを選ぶこと
- ② 発掘作業中に杭や釘、枝や石等に引っかかったり、ベルトコンベアーに巻き込まれたりするような事故を防ぐため、袖や裾が広く開いたものや、金具が多くついた服装は避けること
- ③ 発掘作業は気候の影響を直接受けるので、気象条件に適した服装を心がけること
- ④ 発掘調査現場では保護帽（ヘルメット）を着用すること
- ⑤ 靴は作業内容に応じ長靴、安全靴、運動靴（スニーカー）等安全に配慮した靴を選択し履くこと

3. 通勤

- ① 事故を起こさず、事故に巻き込まれないよう、日頃から交通安全の意識向上を図るよう努めること
- ② 自動車やバイク・自転車など使用する交通手段の安全点検を怠らず、安全運転や適正な通勤経路を守るなど、安全な通勤に努めること
- ③ 体調管理を徹底すること
- ④ 飲酒運転・酒気帯び運転・危険運転は絶対に行わないこと

IV 発掘調査現場での安全管理

1. 環境整備等

【発掘調査現場の明示と安全対策】

- ① 発掘調査員は、現場への第三者の立ち入りを制限するため、周囲を柵やフェンスなどで囲うとともに、立ち入りを禁じ、注意を喚起する標識を設置すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること
- ② 発掘調査員は安全確保のため、発掘調査地内での状況に応じて、各種フェンス等を設置するなど、導線を整備すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること

- ③ 発掘調査員は、市街地等周辺住民との接触が多い場所での発掘調査に当たっては、特に安全対策や騒音対策に留意すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること

【埋設物等】

- ① 発掘調査安全衛生推進者は、発掘調査着手前に関係機関と協議して調査区及びその周辺における上下水道管・暗渠・地下電線等の埋設物の有無を確認すること
- ② 土中には、人体に悪影響を及ぼす可能性のある産業廃棄物などの物質が含まれていることがあるので、存在を把握した時点で、発掘調査安全衛生推進者は、すみやかに関係諸機関と以後の対応を協議すること

【気象条件】

- ① 発掘調査員は、大雪・大雨・強風・熱暑・落雷などにより、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。発掘調査安全衛生推進者は気象警報が発せられ発掘調査の実施について危険が予想されるときは、発掘現場を巡回し発掘調査員に災害防止に向けた適切な指示を行うこと
- ② 落雷・突風・竜巻など発掘作業中の急激な気象条件に対処するため、発掘調査安全衛生推進者は気象情報の収集手段を確保し、避難場所についてもあらかじめ指定しておくこと
- ③ 台風などの強風や大雨の事態を想定して、日頃から、テントやトイレ、一輪車、看板などの設置場所に留意し、必要に応じて固定するなどの措置をとっておくこと
- ④ シート等は土嚢等でしっかりと固定すること

【健康管理】

- ① 各自の健康状態を把握し、健康管理に努めること
- ② 夏季や湿度の高い日に作業する場合には、日陰等で適時休憩をとるとともに、水分と塩分、ミネラルを随時補給するなどして、熱中症予防に努めること
- ③ 熱中症などの予防については、環境省の熱中症予防情報や大気汚染（光化学オキシダント）の注意報・警報ほかの情報の共有にも努め、発掘

作業中も迅速に対処できるようにすること

【休憩所】

原則として2週間以上の期間に及ぶ発掘調査現場には、発掘調査員や作業員の人数に応じて適切な休息設備を設置し、飲料水を確保すること

【トイレの設置】

発掘調査現場には、発掘調査員や作業員の人数に応じて適切にトイレを設置しなければならない

2. 発掘調査実施前の留意点

【発掘調査の計画】

発掘調査員は、発掘調査を行う場合、次の項目について作業及び周辺の事前調査を行い、安全対策を含めた調査の計画を立てなければならない。

- (1) 地山の形状、地質及び地層の状態
- (2) 地山の亀裂、含水、湧水の有無及び状態
- (3) 空中架線、構造物等の倒壊および損壊による危険の有無
- (4) ガス管、水道管、地中電線等地下埋設物による危険の有無
- (5) 産業廃棄物その他人体に有害又は危険を及ぼすものの有無（明かり掘削における掘削面の勾配と高さの基準）

3. 発掘調査作業時の留意点

【掘削の基本事項】

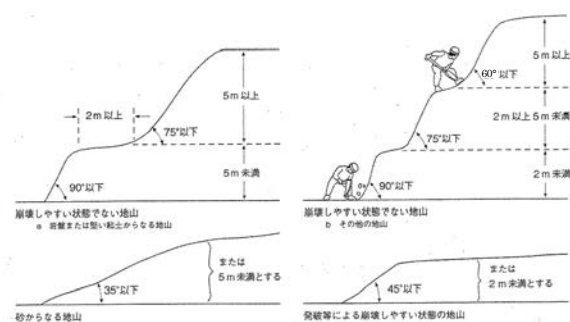
- ① 掘削面の高さが2 m以上となる掘削作業は、掘削深度や土質に対する勾配が定められており、原則、これに従うこと（表1・図1）
- ② 掘削面の高さが2 m未満であっても、軟弱な土質では緩やかな勾配をとるなど適切に対応すること
- ③ 安定勾配を確保した場合でも、湧水や長期間の開口により壁面が崩落するおそれもあるので、亀裂の有無や崩落の危険性がないか、常に状態の把握に努めること
- ④ 掘削などに重機を用いる場合は、作業範囲内や作業路周辺への立ち入りを禁止し、移動する際は合図等で注意を呼びかけ、発掘作業員等が重機に接触しないようにすること
- ⑤ 傾斜地や低湿地での調査は、特に十分な安全対策等を講じること
- ⑥ 各遺構（特に急傾斜地や下記横穴等の遺構）の

調査を実施するに当たって資格が必要な場合は、有資格者の立ち会い（指導・助言）の下で調査を進める必要がある（別紙1）

表1 掘削面の勾配と掘削面の高さ

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5 m未満	90°
	5 m以上	75°
その他の地山	2 m未満	90°
	2 m以上 5 m未満	75°
	5 m以上	60°

図1 掘削面の勾配



【井戸・横穴・窯等の深く掘る調査を行う時の留意点】

- ① 井戸、土坑（穴）、濠（溝）、窯などの深い遺構の掘り下げに当たっては、転落防止の措置だけではなく、土砂崩落や落盤を防止するため、法令の定めに従った発掘方法をとること
- ② 井戸などの深い遺構は、酸素の状態を把握し、酸欠防止に努めるとともに、深さに応じて地山を断ち割るなど、安全に対する十分な配慮をすること
- ③ 一連の作業が終了したのちは、深い遺構はすみやかに埋め戻すなどして、危険を回避する対策をとること
- ④ 事業者が発掘調査現場を引き渡す際にも安全管理について協議すること

【重機使用時の留意点】

- ① 重機の搬入・搬出ルートを事前に運搬業者と協議し、道路路面、路肩、建物等を破損しないよう十分留意すること
- ② 表土除去作業等で重機等を使用する際は、バッ

クホーの回転範囲、ブルドーザー・キャリアダンプ等の稼働範囲に発掘調査員、作業員が入らないよう十分に留意すること

【ローリングタワー使用時の留意点】

- ① 規定の部材を適切に使用すること
- ② 設置・解体を安全に行うスペースを確保し、地盤が沈下するおそれのないところに水平に設置すること
- ③ 3段（5m未満）を限度とし、手すりを設けること
- ④ 状況に応じてローリングタワーをロープ等で固定し、安定を図ること
- ⑤ 2段以上組み立てた状態で移動しないこと
- ⑥ 強風、雨、落雷のおそれがある時は、ローリングタワーの設置・解体、写真撮影は行わないこと

【ベルトコンベアー等使用時の留意点】

- ① ベルトコンベアーを使用するときは、丈夫な架台を用いて固定した状態で使用するとともに、接触あるいは巻き込みなどによる事故のないよう十分に留意すること
- ② 水中ポンプや発電機などと同様に、エンジンやブリー（ローラー）部分に覆いがあることを確認すること
- ③ 重量物のため、移動の際には細心の注意を払うこと

【足下の確認】

- ① 常に足元に注意して作業を行い、傾斜地や雨天の後など滑り易い場所では、階段の設置、板等の敷設などにより安全確保に努めること
- ② 調査区にかけたシートの下にある遺構は資材等で塞ぐか、形状に合わせたシートの保護を行い、その措置の施されていないシートの上は絶対に歩かないこと
- ③ 遺構の縁やセクションベルトの上など、崩れ易い場所は歩かないこと
- ④ 調査区内に機材等を散乱させないこと
- ⑤ 作業終了後、遺構を覆うシートの下には発掘用具を置かないこと
- ⑥ 発掘現場の溝や調査区の段差には、適切な資材による橋や階段を設けること

V 発掘調査現場事務所の設置・管理等

【出土遺物・機材等の管理等】

- ① 発掘調査現場事務所（以下、事務所）・トイレ等の衛生管理を徹底すること
- ② 事務所では火災発生の防止に十分留意するとともに、適正な規模の消火器を設置すること
- ③ 貴重な出土品や機材は、施錠できる棚等に保管するなど、保管している出土品や発掘記録・機材の管理、盗難防止策を徹底すること
- ④ 事務所には救急用具や薬品を常備し、作業員等に設置場所等を周知すること
- ⑤ 灯油、ガソリン等の燃料は、火気から離れた場所に保管し、施錠すること

VI 緊急時の対処・連絡体制

【緊急連絡網・応急措置】

- ① 事故発生時に迅速な組織的対応ができるよう、緊急連絡網を整備すること
- ② 消防署や救急病院などの連絡先は事務所に明示し、発掘作業に携わる複数の者が常に把握できる状態にしておくこと
- ③ ケガ人や急病人がでた場合は、あわてずに正しく対処できるように、応急処置についての正確な知識をもち、その方法について十分に習熟しておくこと

VII 点検

【発掘調査現場・機材等の点検】

- ① 発掘区や事務所などの安全点検を定期的実施し、安全衛生管理を徹底すること
（別紙2：発掘調査における安全衛生点検票）
- ② 発掘作業に用いる機材の点検を欠かさないようにすること
- ③ 電気機器を用いる場合は、感電による事故を防止するため、漏電防止措置を講じるとともに、配線やコード類の損傷や老朽化の有無を点検すること
- ④ 除草・伐採した草木の適切な処理や火災の防止などの安全管理を徹底すること

VIII 出土遺物整理作業（室内）における安全管理

【出土遺物等の保管・移動時の留意点】

- ① 出土遺物等を保管する平箱等の積み上げは高さ2m未満とする
- ② 出土遺物等の積み上げ・積み降ろし作業を行う場

合は、発掘調査員の指示のもとで足場の安全を確保し、十分な人員で行うこと

る。

【粉塵等に対する留意点】

金属製品の錆落とし、石膏等による土器の復元等粉塵が発生する作業を行う場合は、十分な通風・換気を確保するほか、防塵マスクや保護用眼鏡等の防護具を装着すること

【有機溶剤等使用時の留意点】

- ① シンナー・アセトン等の有機溶剤の保管・管理に当たっては十分に留意すること
- ② アセトン等の有機溶剤を使用する室内作業を行う場合は、十分な通風・換気を確保するほか、火気を近づけないなど十分に留意すること

【消火器の配置】

遺物整理の施設等には適正な規模の消火器を設置すること

【健康管理】

室内作業においても、上記Ⅳの1の【健康管理】同様、留意すること

IX 事故発生時の対応等

【事故発生時の処置等】

- ① 被害者の救出を最優先すること
- ② 負傷者が発生している場合はケガの状況等を把握し、必要に応じ救急車の要請等を行うこと
- ③ 可能な場合は負傷者に応急処置を施すこと
- ④ 二次災害、後続事故等が発生しないよう適切な防止処置を講ずること
- ⑤ 上記措置を講じた後、直ちに文化財保護課ほかに関連すること

【事故後の対応】

- ① 上記措置を講じた後、すみやかに事故発生に係る必要書類を文化財保護課に提出すること
- ② 再発防止策を講ずること

附 則

このマニュアルは、平成26年11月1日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成31年4月1日から適用す

地山の掘削作業以外の作業主任者について

発掘調査・整理作業現場では、地山の掘削作業以外にも危険を伴う作業がある。

下記作業の実施に当たり、労働安全衛生法・規則に定められた有資格者の確保・講習・教育等が必須又は必要な場合があるので、調査内容を検討の上、有資格者の確保等に十分に留意すること。

なお、当課に有資格者が不在の場合は、当該業務の委託も検討すること。

記

- **玉掛けの業務**【労働安全衛生規則第 36 条第 19 号】
重量物の吊り上げ作業を行う場合
- **ずい道等の掘削作業主任者**【労働安全衛生規則第 383 の 2 条】
窯跡・横穴墓・横穴式石室等、天井部の残る遺構の掘削作業を行う場合
- **酸素欠乏危険作業主任者**【酸素欠乏症等防止規則第 11 条】
井戸跡等、酸素欠乏の恐れのある遺構の掘削作業を行う場合
- **有機溶剤の取扱い作業主任者**【有機溶剤中毒予防規則第 19 条】
屋内作業場で有機溶剤を取扱う作業を行う場合
- **チェンソー作業者特別教育**【労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の 2】
チェンソーにより作業を行う場合
- **丸のこ等取扱い作業者従事者教育**【平成 22. 7. 14 基安発 0714 第 1 号】
丸のこ等により作業を行う場合
- **刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育**【平成 12. 2. 16 基安発第 66 号】
刈払機により作業を行う場合

発掘調査における安全衛生点検票(案)

宮城県教育庁文化財課

●遺跡名： 遺跡

●記入者：

点検項目(1/2)	点検日				
	/	/	/	/	/
◆ 労災保険					
・ 加入手続きは終了しているか					
◆ 安全衛生教育					
・ 作業開始前の教育は行ったか					
・ 日常的に諸注意を行っているか					
◆ 衛生管理					
・ トイレは設置してあるか					
・ 通路は確保してあるか					
・ 飲料水に病気誘発の恐れはないか					
・ 応急措置のための救急薬品・用品はあるか					
◆ 火災の防止					
・ 火気(喫煙・漏電・加熱等)の注意は万全か					
・ 発掘調査現場事務所に消火器は設置されているか					
・ 燃料の保管は万全か					
◆ 連絡体制					
・ 緊急時の連絡体制は整っているか					
◆ 発掘機材					
・ 発掘機材で整備不良のものはないか					
・ その他機材で破損等の恐れがあるものはないか					
◆ 発掘作業における安全管理					
・ 発掘調査区の勾配、高さは安全か					
・ 土砂崩落の恐れはないか					
・ 埋設物等はないか					
・ ヘルメットを着用しているか					
・ 各作業に入る前、作業員に対し作業内容を十分説明したか					
・ 特に足下が悪いなど作業条件が悪い場合、注意喚起を行ったか					
・ 柵・標識などの設置は適切に行われているか					
・ 発掘調査現場内に機材の散乱及び危険物はないか					
・ 崩落の恐れがある遺構は、調査終了後に埋め戻すなどの措置を講じたか					
・ 転落等の恐れがある穴等を板で覆うなどの措置を講じたか					

点検項目(2/2)	点検日				
	/	/	/	/	/
◆ 発掘作業における人員配置					
・ 安全管理者を決めているか					
・ 調査員数に対し作業員数は適正な人数か					
・ 作業内容に対し作業員数は適正な人数か					
・ 高齢者などに対する配慮が行われているか					
◆ 横穴・窯などの調査					
・ 落盤の恐れはないか					
・ 入り口付近で土砂崩落の恐れはないか					
・ 酸欠の恐れはないか					
◆ 土坑・井戸の調査					
・ 土砂崩落の恐れはないか					
・ 土砂崩落を防止する措置を講じているか					
・ 酸欠の恐れはないか					
◆ ローリングタワーの設置・解体					
・ 部品は規格どおり揃っているか					
・ 設置地盤は安定しているか					
・ 1段目で、水平・垂直確認を行ったか					
・ 規格どおりの組み立てを行ったか					
・ 安全帯は必要ないか					
・ 2段以上組み立てたまま移動していないか					
◆ ベルトコンベアー・水中ポンプなど					
・ エンジン部分等に覆いはあるか					
・ 作業中に給油、清掃等を行っていないか					
・ 移動に十分な人員配置を行っているか					
・ 安全に固定・設置されているか					
◆ 重機					
・ 重機の回転範囲に人はいないか					
・ ブルドーザーの可動範囲に人はいないか					
安全管理者(現場チーフ)確認印					

レ:問題なし △:注意 ×:問題あり・作業中止

問題がある事項・改善策

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程

(平成2年10月5日 宮城県教育委員会訓令甲第4号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 職員の安全及び衛生管理については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)、学校保健安全法(昭和33年法律第56号。)及びその他の法令に別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 宮城県教育委員会行政組織規則(昭和41年教育委員会規則第4号)第3条第2項に規定する本庁をいう。
- (2) 地方機関等 宮城県教育委員会行政組織規則第3条に規定する地方機関及び教育機関をいう。
- (3) 職員 本庁、地方機関及び教育機関の一般職の常勤職員をいう。
- (4) 所属所 本庁の各課室及び各地方機関等をいう。
- (5) 所属長 所属所の長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、所属長、健康管理医その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

第1節 職員安全衛生管理者等

(職員安全衛生管理者)

第5条 安全衛生管理体制を統括するものとして職員安全衛生管理者を置き、教育長をもって充てる。

(職員安全衛生管理者の代理者)

第6条 職員安全衛生管理者が事故等やむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として職員安全衛生管理者の代理者を置き、教育次長をもって充てる。

(職員安全衛生管理責任者)

第7条 職員安全衛生管理者の職務を補助させるため職員安全衛生管理責任者を置き、福利課長をもって充てる。

(安全衛生管理者)

第8条 本庁及び地方機関等に安全衛生管理者を置き、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庁 福利課長

(2) 地方機関等 所属長

(安全衛生管理者の職務)

第9条 安全衛生管理者は衛生管理者又は衛生推進者を指揮するとともに次の業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全衛生に関すること。

(安全衛生管理者の代理者)

第10条 安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として安全衛生管理者の代理者を置き、次の各号に応じ当該各号の掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庁 福利課長補佐

(2) 地方機関等 所属長の次席の職

(健康管理医)

第11条 健康管理医とは安衛法第13条に規定する産業医をいい、本庁及び地方機関等に置く。

2 健康管理医は、教育委員会が選任する。

(健康管理医の職務)

第12条 健康管理医は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、職員安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長若しくは衛生管理者等を指導し、助言することができる。

3 健康管理医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに所属長に対し、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

(衛生管理者又は衛生推進者の選任)

第13条 所属長（本庁にあっては福利課長。以下本条において同じ。）は、所属職員（本庁にあっては本庁職員）のうちから、安衛法第12条1項及び安衛法第12条の2の規定による衛生管理者又は衛生推進者を次の各号に掲げる所属職員の数に応じ、当該各号に定める人員を選任しなければならない。

- (1) 50人未満 衛生推進者 1人
- (2) 50人以上 200人以下 衛生管理者 1人
- (3) 200人を超え 500人以下 衛生管理者 2人

2 所属長は、衛生管理者又は衛生推進者を選任したときは、速やかに衛生管理者・衛生推進者選任報告書（様式第1号）により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者及び衛生推進者の職務)

第14条 衛生管理者又は衛生推進者は、安全衛生管理者及び健康管理医の指揮を受け、職員の健康に配慮し、職員の従事する業務を適切に管理し次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断その他健康保持増進のための措置に関すること。

2 衛生管理者又は衛生推進者は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生担当者)

第15条 所属長は所属職員のうちから衛生担当者を1名選任しなければならない。

- 2 前項の衛生担当者は、衛生管理者又は衛生推進者を補助する。
- 3 第13条第2項の規定は、第1項の衛生担当者の選任について準用する。

(作業主任者)

第16条 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条各号に規定する作業を行う地方機関等の所属長は、当該作業の従事する職員のうちから安衛法第14条の規定に基づく作業主任者を1名選任しなければならない。

2 前項の作業主任者は、作業に従事する職員を指揮し、機械の安全点検、工具等の監視その他の厚生労働省令で定める職務を行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、第1項の作業主任者の選任

について準用する（様式第2号）。

第2節 職員安全衛生委員会及び衛生委員会

(設置)

第17条 教育委員会に職員安全衛生委員会を置き、本庁及び地方機関等に衛生委員会を置く。

(所掌事務)

第18条 職員安全衛生委員会は、職員の安全及び衛生の確保のため、職員安全衛生管理者の諮問に基づき各衛生委員会からの報告、意見、健康管理医からの勧告その他必要事項について審議し、答申する。

2 衛生委員会は、次の事項を審議し、本庁においては福利課長、他の所属所においては所属長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- (4) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策に関すること。
- (5) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(委員の構成)

第19条 職員安全衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 本庁の各課室長
- (4) 安全衛生管理者のうちから職員安全衛生管理者が指名する者
- (5) 健康管理医（本庁所属）
- (6) その他必要に応じて、職員安全衛生管理者が認める者

2 衛生委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) 安全衛生管理者又はその代理者
- (2) 健康管理医（選任されている所属所に限る。）
- (3) 衛生管理者又は衛生推進者
- (4) 職員のうちから衛生に関して経験を有する者のうち所属長が指名する者

(委員の任期)

第20条 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の委員の

任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第 21 条 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の会議の議長は、それぞれ第 19 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 1 号に規定する委員が行う。

- 2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

（会議）

第 22 条 職員安全衛生委員会及び衛生委員会は、議長が招集する。

- 2 職員安全衛生委員会及び衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 職員安全衛生委員会及び衛生委員会の議事録は、これを 3 年間保存しなければならない。
- 4 職員安全衛生委員会の庶務は、福利課において処理し、衛生委員会の庶務は、本庁にあっては福利課、地方機関等にあっては庶務を担当する班又は所属長が指名する者において処理する。

（報告）

第 23 条 所属長（本庁にあっては福利課長。次項において同じ。）は、委員を指名したときは、衛生委員会委員選任報告書（様式第 3 号）により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

- 2 所属長は、衛生委員会の会議を開いたときは、その都度衛生委員会開催状況報告書（様式第 4 号）により職員安全衛生管理者に報告するものとする。

第 3 章 事前管理

（安全衛生管理者等に対する教育等）

第 24 条 職員安全衛生管理者は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者及び衛生担当者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

（職場環境の維持管理）

第 25 条 所属長は、厚生労働大臣の定める事務所衛生基準等に従い、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所及び勤務内容に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、騒音防止及び危険防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 26 条 所属長は、有害なガス、放射線等有害物から職員を保護するため必要な措置を講じなければならない。

（職場環境測定評価等）

第 27 条 所属長は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従い、職員の作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 前項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づき、職員の健康を保持する必要があると認められるときは、施設又は設備の整備、健康診断の実施その他適切な措置を講じなければならない。

（健康の保持増進のための措置）

第 28 条 所属長は、職員の健康の保持増進を図るため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条の規定により実施する厚生活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（健康相談）

第 29 条 健康管理医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導及び助言を行わなければならない。

（精神衛生）

第 30 条 所属長は、精神疾患予防のため、職員の融和、身上相談等に努めるとともに、精神疾患の疑いのある者については、健康管理医その他の専門の医師と協議の上受診勧奨等適切な措置をとるようにしなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、その他必要な事項については別に定める。

（予防接種等）

第 31 条 職員安全衛生管理者は、職員に伝染病等の発生のおそれがあると認められるときは、直ちに予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 健康管理

（健康診断）

第 32 条 職員安全衛生管理者は、次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 結核健康診断
- (4) 特殊業務従事職員健康診断
- (5) 海外派遣職員の健康診断
- (6) 生活習慣病健康診断
- (7) 臨時健康診断

- 2 前項各号に掲げる健康診断の内容及び時期並びに実施方法等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

（健康診断の担当）

第 33 条 健康診断は、職員安全衛生管理者がその業務を
検診機関等に委託して実施するものとする。

(健康診断の周知)

第 34 条 職員安全衛生管理者は、健康診断を行うときは、
所属長に通知するものとする。

- 2 所属長は、前項の通知を受けたときは、直ちに職員
に周知するとともに、職員が定められた期日又は期間
内に健康診断を受診させなければならない。

第 35 条 削除

(受診の義務)

第 36 条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断
を受けなければならない。

- 2 定期健康診断において、指定された期日又は期間内
に受診できなかった職員は、速やかに医療機関等が行
う健康診断を受け、診断書又はその結果を証明する書
面を所属長に提出しなければならない。

(健康診断の免除)

第 37 条 健康診断の際、現に当該健康診断の対象となる
疾病の治療中の者又は当該疾病について医師の管理を
受けている者については、健康診断を免除することが
できる。

(健康診断の結果通知等)

第 38 条 健康診断を実施した検診機関等は、別表 1 の判
定区分により判定した結果を、健康診断を受けた職員
及び所属長に対し通知するとともに、職員安全衛生管
理者に報告しなければならない。

- 2 職員安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときに
必要と認める場合は、所属長及び健康診断を受けた職
員に対し適切な指示を与えなければならない。

(健康診断の結果の保存)

第 39 条 所属長は、職員の健康診断の結果を 5 年間保存
しなければならない。

第 5 章 事後管理

(事後措置)

第 40 条 所属長は、健康診断の結果に基づき、別表 2 の
健康管理指導区分により、適切な措置を講じなければ
ならない。

第 6 章 雑則

(秘密の保持)

第 41 条 職員の健康管理業務に従事する者は、職務上知
り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(書類の経由)

第 42 条 この訓令に基く職員安全衛生管理者に提出す

る書類は、職員安全衛生管理責任者を經由しなければ
ならない。

(職員の異動に伴う措置)

第 43 条 所属長は、所属の職員に異動があった場合は、
健康管理に関する記録を職員の異動先の所属長に送付
しなければならない。

(臨時職員等への準用)

第 44 条 第 2 条第 3 号の規定にかかわらず臨時職員、非
常勤職員等について、職員安全衛生管理者が必要と認
めた者については、予防接種及び健康診断を受けさせ
ることができる。

(その他)

第 45 条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生
管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。
(宮城県教育庁等職員健康管理規程の廃止)
- 2 宮城県教育庁等職員健康管理規程(昭和 30 年宮城県
教育委員会訓令第 1 号)は廃止する。

附 則(平成 13 年 1 月 5 日教育委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日教育委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日教育委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 判定区分

判定区分	異常を認めず	異常が認められないものをいう
	要観察	定期的に医師による観察指導が必要なものをいう
	要再検査	早期に再検査が必要なものをいう
	要医療	医師による医療行為が必要なものをいう

別表 2 健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分		判定基準	
生活 規 正 の 面	A（要休業）	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B（要軽業）	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは勤務の変更又は休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休暇勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C（要注意）	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。
	D（健康）	平常の勤務でよいもの	
医 療 の 面	1（要治療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を受けるように指示すること。
	2（要観察）	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病再発防止のため必要な指導等行うこと。
	3（健康）	医師による直接の医療行為または指導を必要としないもの	

健康診断の種類によっては、この表の区分によらないことがある。

労働安全衛生法（抜粋）

（昭和四十七年法律第五十七号）

（最終改正 平成二十九年五月三十一日法律第四十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第二章 略

第三章 安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた

者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じ、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

- 第二十五条の二** 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。
- 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
 - 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。
- 2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

労働安全衛生法施行令（抜粋）

(昭和四十七年政令第三百十八号)

(最終改正 平成三十年四月六日政令第百五十六号)

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

- 第二条** 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。
- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人
 - 二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館

業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 その他の業種 千人

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～八（略）

九 掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業（第十一号に掲げる作業を除く。）

十 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

十の二 ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業

十の三 ずい道等の覆工（ずい道型枠支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。）の作業

十一 掘削面の高さが二メートル以上となる採石法第二条に規定する岩石の採取のための掘削の作業

十二 高さが二メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。）

十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数五百トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）

十四 型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。）の組立て又は解体の作業

十五 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業
十五の二～二十三（略）

労働安全衛生規則（抜粋）

（昭和四十七年労働省令第三十二号）
（最終改正 平成三十年二月九日厚生労働省令第十四号）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。

第一編 通則

第二章 安全衛生管理体制

第五節 作業主任者

（作業主任者の職務の分担）

第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

（作業主任者の氏名等の周知）

第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

第四章 安全衛生教育

（雇入れ時等の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。

- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

第二編 安全基準

第一章の二 荷役運搬機械等

第一節 車両系荷役運搬機械等

第一款 総則

（立入禁止）

第二百五十一条の九 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

第二章 建設機械等

第一節 車両系建設機械

第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

（接触の防止）

第二百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

（合図）

第百五十九条 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

第六章 掘削作業等における危険の防止

第一節 明り掘削の作業

第一款 掘削の時期及び順序等

（作業箇所等の調査）

第百五十五条 事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

- 一 形状、地質及び地層の状態
- 二 き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- 三 埋設物等の有無及び状態
- 四 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

（掘削面のこう配の基準）

第百五十六条 事業者は、手掘り（パワー・ショベル、トラクター・ショベル等の掘削機械を用いないで行なう掘削の方法をいう。以下次条において同じ。）により地山（崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になっている地山を除く。以下この条において同じ。）の掘削の作業を行なうときは、掘削面（掘削面に奥行きが二メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。）のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。

地山の種類	掘削面の高さ (単位m)	掘削面のこう配 (単位°)
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5 未満	9 0
	5 以上	7 5
その他の地山	2 未満	9 0
	2 以上 5 未満	7 5
	5 以上	6 0

2 前項の場合において、掘削面に傾斜の異なる部分が

あるため、そのこう配が算定できないときは、当該掘削面について、同項の基準に従い、それよりも崩壊の危険が大きくないように当該各部分の傾斜を保持しなければならない。

第百五十七条 事業者は、手掘りにより砂からなる地山又は発破等により崩壊しやすい状態になっている地山の掘削の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 砂からなる地山にあつては、掘削面のこう配を三十五度以下とし、又は掘削面の高さを五メートル未満とすること。
- 二 発破等により崩壊しやすい状態になっている地山にあつては、掘削面のこう配を四十五度以下とし、又は掘削面の高さを二メートル未満とすること。

2 前条第二項の規定は、前項の地山の掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できない場合について、準用する。

（点検）

第百五十八条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。
- 二 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

（地山の掘削作業主任者の選任）

第百五十九条 事業者は、令第六条第九号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

（地山の掘削作業主任者の職務）

第百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（地山の崩壊等による危険の防止）

第百六十一条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを

禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（保護帽の着用）

第三百六十六条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第七章 荷役作業等における危険の防止

第一節 貨物取扱作業等

第二款 はい付け、はいくずし等

（はいの昇降設備）

第四百二十七条 事業者は、はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。以下同じ。）の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から一・五メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によつて安全に昇降できる場合は、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（はい作業主任者の選任）

第四百二十八条 事業者は、令第六条第十二号の作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。

（はい作業主任者の職務）

第四百二十九条 事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
- 四 はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 五 第四百二十七条第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

第十章 通路、足場等

第二節 足場

第二款 足場の組立て等における危険の防止

（足場の組立て等の作業）

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
 - イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。
 - ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
- 五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の選任）

第五百六十五条 事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の職務）

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。

- 二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

第三編 衛生基準

第六章 休養

(休憩設備)

第六百十三条 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

(休養室等)

第六百十八条 事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

(給水)

第六百二十七条 事業者は、労働者の飲用に供する水その他の飲料を、十分供給するようにしなければならない。

2 事業者は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置以外の給水に関する設備を設けて飲用し、又は食器の洗浄に使用する水を供給するときは、当該水について次に定めるところによらなければならない。

- 一 地方公共団体等の行う水質検査により、水道法第四条の規定による水質基準に適合していることを確認すること。
- 二 給水せんにおける水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。
ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのあるとき又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのあるときは、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上にすること。
- 三 有害物、汚水等によつて水が汚染されないように、適当な汚染防止の措置を講ずること。

(便所)

第六百二十八条 事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、

この限りでない。

- 一 男性用と女性用に区別すること。
- 二 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
- 三 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。
- 四 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。
- 五 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
- 六 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

2 事業者は、前項の便所及び便器を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。